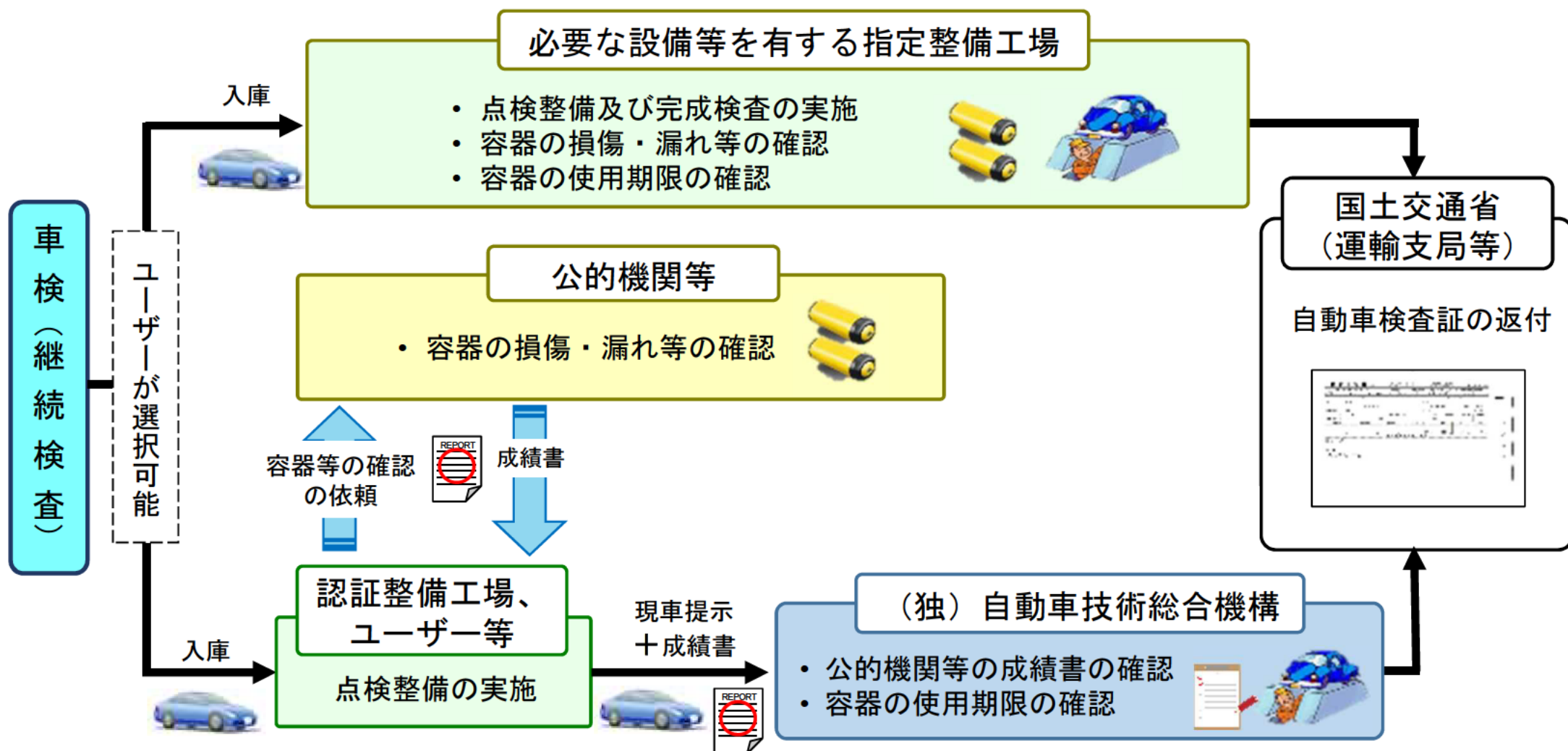


車検での水素容器の「容器再検査」等の 担保方法案について

自動車局 整備課
令和3年6月18日(金)

- 高圧ガス保安法の「容器再検査」相当の内容と国連規則に規定されている容器の使用期限を道路運送車両法下の保安基準で規定し、車検時にこれらを確認
- 高圧ガス保安法の「容器再検査」相当の内容等を公的機関等で確認する仕組みを構築し、(独)自動車技術総合機構における車検においては、当該機関の成績書を活用



(参考) 認証整備工場と指定整備工場について

認証整備工場



事業として「特定整備」※を行う整備工場として地方運輸局長の認証を受けたもの

自動車の「特定整備」事業を経営しようとする者は、地方運輸局長の「認証」を受けなければならない。

(道路運送車両法第78条第1項)

(※)「特定整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置、連結装置、運行補助装置又は自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造(道路運送車両法第49条第2項、同施行規則第3条)。

主な認証要件

設備

- ・ 常時、特定整備を実施するための屋内の作業場
- ・ 車両置場
- ・ 点検整備に必要な作業機械(排気ガステスト、ジャッキ 等)

工員

- ・ 2名以上の工員
- ・ 点検及び整備に従事するための整備士(工員の1/4以上が整備士である必要)
- ・ 特定整備及び記録簿を統括管理する整備主任者



認証工場

認証工場であって、
設備・技術・管理組織
及び検査設備を有する工場を指定できる

指定整備工場



国に代わり車検を行う整備工場として地方運輸局長の指定を受けたもの(民間車検場)

特定整備事業の認証を受けており、設備、技術、管理組織等について一定の基準に適合している工場に対して、地方運輸局長が指定自動車整備事業として指定する。
(道路運送車両法第94条の2第1項)
(保安基準適合証・標章の交付ができる)

主な指定要件



認証工場



検査設備・検査員

設備

- ・ 検査を実施するための完成検査場(屋内)
- ・ 検査設備(ライトテスト、ブレーキテスト 等)

工員

- ・ 4名以上の工員(大型は5名以上)
- ・ 点検及び整備に従事するための整備士(工員の1/3以上が整備士である必要)
- ・ 自動車の検査を実施する自動車検査員
- ・ 事業場を統括管理する事業場管理責任者